

令和6年三重県議会定例会 教育警察常任委員会

I 議案補充説明

- 1 議案第154号 「損害賠償の額の決定及び和解について」 …… 1
- 2 議案第155号 「損害賠償の額の決定及び和解について」 …… 2

II 所管事項説明

- 1 公立学校及び三重県教育委員会事務局におけるカスタマーハラスメントの発生状況に関するアンケート結果について …… 3
- 2 県立高等学校の活性化について …… 8
- 3 「次世代育成支援対策推進法に基づく三重県教育委員会特定事業主行動計画」及び「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」の改定について …… 13
- 4 いじめの防止・不登校児童生徒への支援について …… 16
- 5 中学校における部活動の地域連携・地域移行について …… 22
- 6 「本よもうねっとプラン（仮称）」
－第五次三重県子ども読書活動推進計画－中間案について …… 25
- 7 三重県総合教育会議の開催状況について …… 30

- 別冊1 令和6年度鈴鹿亀山地域の県立高校に関するアンケート結果（対象：生徒）
- 別冊2 令和6年度鈴鹿亀山地域の県立高校に関するアンケート結果（対象：保護者）
- 別冊3 令和6年度伊賀地域の県立高校に関するアンケート結果（対象：生徒）
- 別冊4 令和6年度伊賀地域の県立高校に関するアンケート結果（対象：保護者）
- 別冊5 令和6年度松阪地域の県立高校に関するアンケート結果（対象：生徒）
- 別冊6 令和6年度松阪地域の県立高校に関するアンケート結果（対象：保護者）
- 別冊7 「本よもうねっとプラン（仮称）」
－第五次三重県子ども読書活動推進計画－中間案

令和6年12月12日
教育委員会

I 議案補充説明

議案第154号 「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

県立杉の子特別支援学校発行の学校だよりにおいて、著作権者の許可なくイラストを使用していたことがわかりました。学校だよりは、平成26年10月に紙媒体で配布されるとともに、平成26年10月から令和6年1月まで学校ホームページに掲載されており、この間、イラスト作成者である著作権者の権利を侵害していたと判断されることから、著作権者の損害を賠償する必要があります。

つきましては、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

住 所	新潟県新潟市中央区万代5丁目8番1号
氏 名	小林 千鶴子
損害賠償額	465,300円

3 過失割合

10（県）：0（相手方）

I 議案補充説明

議案第155号 「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

県立桑名高等学校において、高等学校等就学支援金の支給限度期間の算定を誤り、国が定める支給限度期間を超えて高等学校等就学支援金を支給していたことがわかりました。相手方生徒は支給対象外である8か月分の高等学校等就学支援金を国に返還する必要性が生じますが、この期間は本来学び直し支援金が受給可能であり、学校が移行手続きを周知しなかったことで、相手方生徒は学び直し支援金の受給機会を逸したと判断されることから、損害を賠償する必要があります。

つきましては、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

住 所	四日市市
氏 名	個人
損害賠償額	21,600 円

3 過失割合

10（県）：0（相手方）

1 公立学校及び三重県教育委員会事務局におけるカスタマーハラスメントの発生状況に関するアンケート結果について

社会環境が多様化・複雑化する中、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントが社会問題化しています。

そうした状況をふまえ、現在、県では、カスタマーハラスメント防止対策に関する条例策定に向けた検討が進められています。教育現場においても、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について、学校運営上の大きな課題であるとの認識が強まっています。

現在、検討が進められている条例の対象には教育分野も含まれることから、県全体のカスタマーハラスメント対策の参考となるよう、このたび、教育現場の状況を把握するためのアンケートを実施しました。

なお、調査にあたっては、保護者や地域からの意見・要望等を、カスタマーハラスメントであると安易に判断することのないよう、次のように定義しました。

【本調査におけるカスタマーハラスメントの定義】

職員に対する暴行、脅迫など違法な行為又は保護者や地域住民等からの申出・要求のうち次のいずれかの不当な行為により、職員の勤務環境が害されるもの

(1) 申出・要求内容に妥当性がないもの

過大な要求や不当な言いがかりなど、根拠とする事実関係や因果関係がないもの、学校の業務や県行政に関係がないものといった申出・要求内容に妥当性がないもの。

- (例) ・事実や根拠がないこと、学校や県に過失がないことに対する対応の要求
・学校や県に対する過大な謝罪や補償の要求
・学校や県に関係のない内容であり、他団体・他機関が取り扱うべきもの

(2) 申出・要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らし不相当なもの

申出・要求内容には妥当性があるが、手段・態様が執拗的・拘束的・威圧的・精神的な攻撃など、社会通念上、不相当なもの。

- (例) ・職員からの説明に聞く耳をもたず、一方的に要求を行うもの
・職員からの説明に納得せず、長時間の対応を強いるもの
・対応する職員に対し、侮辱的な発言を繰り返すもの
・「教育長に面会させろ」「校長を出せ」などの大声で要求するもの

調査の概要と結果は、次のとおりでした。

1 対象者と回答数

公立学校職員（現在、市町教育委員会に在籍する職員を含む）及び三重県教育委員会事務局内職員 約15,000人のうち3,703人から回答（回答率：約25%）

※勤務形態・雇用形態にかかわらず全職員対象（回答は任意）

2 調査内容

令和5年度中に受けたカスタマーハラスメントの有無および内容等

3 調査期間

令和6年11月11日～25日

4 主な調査項目と結果

<Q1> 令和5年度のあなたの所属を教えてください。

選択肢	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	教育委員会事務局	その他	合計
回答数	1,894	932	413	299	126	39	3,703
割合	51.1%	25.2%	11.2%	8.1%	3.4%	1.1%	

<Q2> 令和5年度において、あなたはカスタマーハラスメントを受けたことがありますか。

選択肢	はい	いいえ
回答数	358	3,345
割合	9.7%	90.3%

以下<Q2>で「はい」と答えた方が対象

<Q3> これまでに対応した方法を教えてください。(複数選択可)

選択肢	対面	電話	その他 (メールなど)
回答数	232	280	41
割合	64.8%	78.2%	11.5%

<Q4> 令和5年度においてどのくらいの回数に対応してきましたか。

選択肢	1～2回	3～5回	6～10回	11回以上
回答数	122	120	59	57
割合	34.1%	33.5%	16.5%	15.9%

<Q5> 一回の対応で、どのくらいの時間(平均時間)を要しましたか。

選択肢	5分以下	6～10分	11～30分	31～60分	61分以上
回答数	17	21	64	133	123
割合	4.7%	5.9%	17.9%	37.2%	34.4%

<Q6>あなたに対しカスタマーハラスメントを行った相手は、どのような立場の人でしたか。(複数選択可)

選択肢	保護者	保護者以外の地域住民	企業・団体等	その他
回答数	308	76	12	22
割合	86.0%	21.2%	3.4%	6.1%

<Q7>あなたが受けたカスタマーハラスメントの分類について教えてください。(複数選択可)

選択肢	回答数	割合
①時間拘束型(例:長時間の電話、居座り)	214	59.8%
②リピート(例:繰り返し電話で問合せ、面会の要求)	135	37.7%
③暴言(例:大きな怒鳴り声、侮辱発言)	241	67.3%
④暴力(例:殴る、蹴る、たたく、物を投げつける)	5	1.4%
⑤威嚇・脅迫(例:職員を怖がらせる発言・行為、マスクミに言うといった脅し)	150	41.9%
⑥権威型(例:権威を振りかざした特別扱いの要求、文書等での謝罪や土下座の要求)	69	19.3%
⑦SNSへの投稿(例:インターネット上の名誉棄損、プライバシーを侵害する情報の掲載)	4	1.1%
⑧セクハラ(例:職員に対するセクシュアル・ハラスメント行為)	5	1.4%
⑨過度な要求(例:制度上対応できないこと、社会通念に照らし不当なことへの要求)	181	50.6%
⑩その他	10	2.8%

<Q10>あなたが受けたカスタマーハラスメントに対して、所属において組織的な対応が行われましたか。

選択肢	はい	いいえ
回答数	248	110
割合	69.3%	30.7%

<Q11> 所属における組織的な対応として、どのように対応されましたか。
(複数選択可)

選択肢	回答数	割合
①不当要求行為として対応した	53	14.8%
②法律相談を行った	28	7.8%
③警察に相談した	14	3.9%
④会話を原則録音した	26	7.3%
⑤対応時間を設定した	35	9.8%
⑥複数人で対応した	204	57.0%
⑦名札を苗字のみの表記とした	3	0.8%
⑧その他	31	8.7%

<Q12> あなたが受けたカスタマーハラスメントの現在の状況を教えてください。

選択肢	回答数	割合
①現在も継続してハラスメントを受けている	28	7.8%
②状況は一旦沈静化しているが、いつ起こるか分からない状況にある	199	55.6%
③完全に収まった	86	24.0%
④その他	45	12.6%

<Q13> あなたは、カスタマーハラスメントを受けることで、どのような影響を受けましたか。(複数選択可)

選択肢	回答数	割合
①眠れなくなった	91	25.4%
②休むことが増えた	9	2.5%
③通院や服薬した	20	5.6%
④業務のパフォーマンスが低下した	183	51.1%
⑤業務が逼迫し、時間外労働が生じてしまった	219	61.2%
⑥怒りや不満、不安などを感じた	273	76.3%
⑦仕事に対する意欲が減退した	208	58.1%
⑧職場でのコミュニケーションが減った	30	8.4%
⑨その他	18	5.0%
⑩特に支障が生じるほど大きな影響はなかった	20	5.6%

＜Q14＞あなたが受けたカスタマーハラスメントに対して、組織的な対応としてどのように対応してほしかったですか。（複数選択可）

選択肢	回答数	割合
①カスタマーハラスメントの基準など明確なルールを作 ってほしい	161	45.0%
②分かりやすいマニュアル（対応例）がほしい	108	30.2%
③相談体制を確立してほしい	127	35.5%
④電話対応にかかる録音機能を導入してほしい	184	51.4%
⑤定時外での電話に対する自動案内を導入してほしい	136	38.0%
⑥保護者や地域住民等に対してカスタマーハラスメント 防止に向けた啓発をしてほしい	228	63.7%
⑦その他	42	11.7%

5 今後の取組方向

学校現場の教職員の尊厳を守るために、カスタマーハラスメントの防止に向けた対策として、次のようなことに取り組んでいきます。

（1）対応マニュアルの理解促進

「学校管理下における危機管理マニュアル」の中で「相談・苦情への対応」として記載している留意点、対応のポイントなどの内容を、あらかじめ理解しておくよう周知します。

（2）保護者等への理解促進

過剰な苦情や不当な要求などをなくすため、例えばPTA等と協力して保護者や地域への依頼、呼びかけができないかなどを検討します。

（3）相談体制の拡充

学校問題解決支援員をはじめ、教職員が対応に困ったときに相談しやすい体制を拡充します。

（4）外部の支援の拡充

必要に応じ、弁護士など外部の専門家の力が借りられるよう、体制を拡充します。

（5）県条例制定に向けた庁内連携

庁内のカスタマーハラスメント防止対策推進本部における協議を通じて、実効性のある条例が制定されるよう、関係部局と連携していきます。

2 県立高等学校の活性化について

1 地域の県立高校に関するアンケート調査の結果について

鈴鹿亀山地域、伊賀地域、松阪地域の活性化協議会では、今年度9月から10月にかけて、地域の公立中学校2年生の生徒、公立中学校2年生と公立小学校5年生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査結果の概要は以下のとおりです。

【参照】別冊1 鈴鹿亀山（生徒）、別冊2 鈴鹿亀山（保護者）、別冊3 伊賀（生徒）、別冊4 伊賀（保護者）、別冊5 松阪（生徒）、別冊6 松阪（保護者）

(1) 高校を選ぶときに重視する点（主なもの）

【生徒】

	鈴鹿亀山	伊賀	松阪
学校の雰囲気・イメージ	53.1%	48.0%	49.0%
通学のしやすさ・距離	50.5%	49.8%	49.3%
文化祭や体育祭など学校行事が充実	47.6%	46.0%	42.4%
学びたい学科やコースがある	39.1%	42.7%	39.5%
入りたい部活動、部活動が活発	33.9%	35.3%	35.7%

【保護者】

	鈴鹿亀山	伊賀	松阪
学びたい学科やコースがある	69.6%	71.2%	73.3%
通学のしやすさ・距離	69.3%	68.1%	64.4%
興味関心に応じて多様な選択ができる	58.7%	63.3%	59.4%
確かな学力を身につける授業の充実	38.9%	42.8%	39.2%
学校の雰囲気・イメージ	41.8%	35.6%	38.2%

(2) 高校に期待する教育（主なもの）

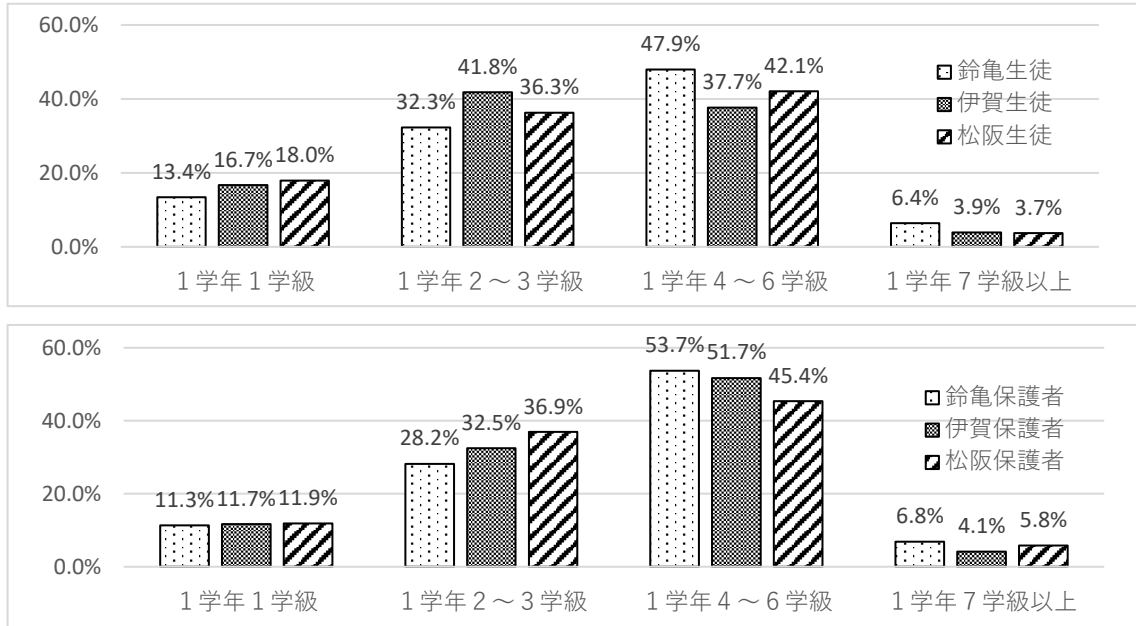
【生徒】

	鈴鹿亀山	伊賀	松阪
自ら学び続ける力	52.0%	54.0%	52.6%
基本的な知識	48.0%	46.2%	43.1%
社会人として必要なマナーや責任感	46.9%	44.2%	42.0%
社会性やコミュニケーション能力など	42.0%	43.2%	40.1%
自ら問いを見つけ主体的に取り組む力	34.1%	32.3%	30.6%

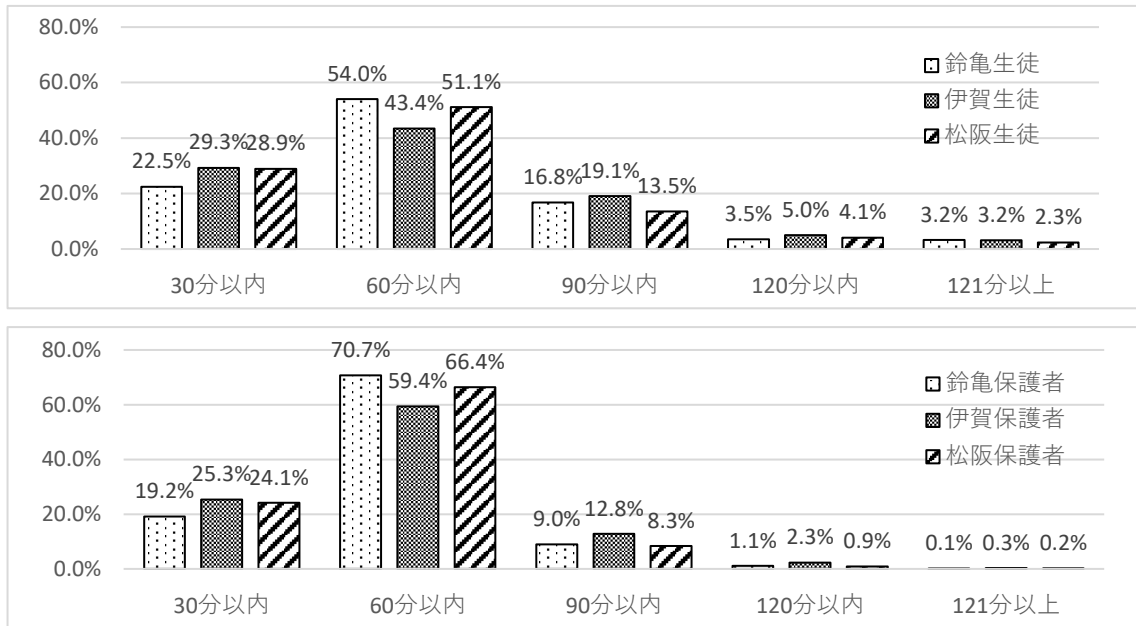
【保護者】

	鈴鹿亀山	伊賀	松阪
自ら学び続ける力	58.5%	59.5%	61.0%
社会性やコミュニケーション能力など	58.5%	58.8%	60.7%
自ら問いを見つけ主体的に取り組む力	50.4%	51.8%	53.6%
多様な選択肢から進路を決定する力	49.6%	52.9%	49.0%
社会人として必要なマナーや責任感	46.1%	44.1%	47.1%

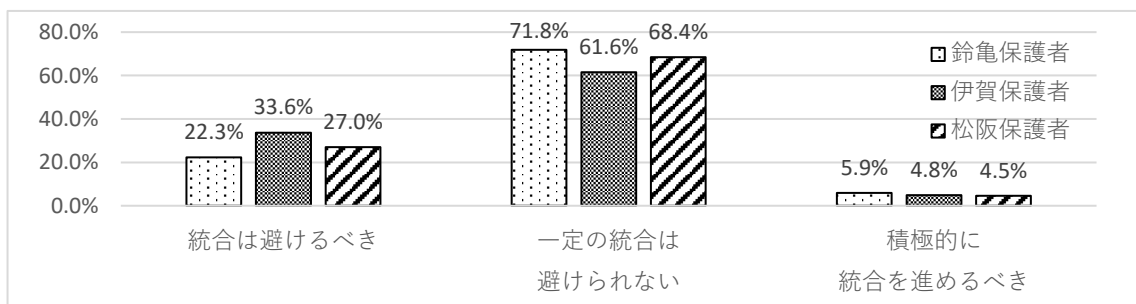
(3) 希望する学校規模



(4) 許容できる通学時間



(5) 今後の地域の県立高校のあり方



2 各地域の活性化協議会の開催状況について

「県立高等学校活性化計画」(令和4年3月策定、計画期間は令和4年度～8年度)に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある6地域に活性化協議会を設置し、地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。各地域の活性化協議会の開催状況は以下のとおりです。

(1) 鈴鹿亀山地域

ア 令和6年度の協議 (3回開催予定[①7月29日、②12月9日、③1～2月頃])

15年先までの中学校卒業生数の減少の状況等をふまえ、当地域において実現したい学びや高校のあり方について、アンケート調査の結果もふまえて協議を進めています。

イ 主な意見 (第1回)

- 四日市地域や津地域の専門高校へ一定数の生徒が流出しているが、少子化が進む中にあるのは、新たに専門学科を設置するよりも、既存の学科・コースの学びを充実させ、時代のニーズに沿った専門性の高い学びを実現させるほうが、学びの選択肢の維持という視点からは望ましいのではないかと。
- 部活動が充実していることは、高校を選択する際の大きな魅力の1つとなっている。全ての高校が小規模化されて、十分な部活動ができなくなってしまうよう、部活動の活性化という視点も大切にしてほしい。

ウ 今後の進め方

令和10年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和7年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(2) 津地域

ア 令和6年度の協議 (2回開催予定[①10月1日、②1～2月頃])

15年先までの中学校卒業生数の減少の状況等をふまえ、当地域の高校の学びと配置を考える上で大切にしたいことや、今後協議を深めていくために必要な視点などについて協議を進めています。

イ 主な意見 (第1回)

- 小規模校には、全ての職員が個々の生徒の抱える背景等を把握したり、丁寧に関わることができたりするなど、小規模校ならではのよさがある。一方で、多様な選択科目の開設、少人数・習熟度別指導の実施、社会・理科・芸術等における専門性の高い教員の配置、多様な進路への対応など、子どもたちの学びに関しては、学校規模があることのメリットは大きい。
- 津地域には普通科が多く設置されており、特色化・魅力化を図る必要がある。来年度から普通科を探究科や学際探究科に改編する川越高校や上野高校のように、当地域でも生徒が主体的に課題解決に取り組む探究的な学びを中心に据えた学科の設置を考えてはどうか。

ウ 今後の進め方

普通科の特色化・魅力化を中心として、当地域の高校の学びと配置のあり方について協議を進めます。また、令和7年度に中学生と保護者を対象とするアンケート調査を実施します。

(3) 伊賀地域

ア 令和6年度の協議（3回開催予定[①8月8日、②11月25日、③1～2月頃]）

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」やアンケート結果をふまえ、今後想定される段階的な学級減への対応について検討を進めています。

イ 主な意見（第1回、第2回）

- 難関大学への進学に対応できる学科・コースを持つ高校、専門性の高い学びができる高校、不登校を経験した子どもたちが安心して通えるような小規模の高校、それぞれにニーズがあると感じる。ただし、少子化の進行を鑑みると、現在の高校の配置をベースに考えるのではなく、交通の便がよいところに学びを集約するなど、機能面とハード面は分けて検討する必要がある。
- アンケート結果から、学びの選択肢の維持、学校行事や部活動等の充実のためにはある程度の学校規模が必要であるとして、一定の統合は避けられないと考えている保護者が多いことがわかった。15年先には地域の中学校卒業生数が半減し、高校は伊賀市と名張市に1校ずつになることも想定される中、令和10年度以降の具体的な対応について事務局から複数の案を示してほしい。

ウ 今後の進め方

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」をふまえ、令和10年度以降の学級減への対応について現在の5校の再編を含めて検討し、その方向性を令和7年度に取りまとめます。

(4) 松阪地域

ア 令和6年度の協議（3回開催予定[①7月22日、②11月26日、③1～2月頃]）

これからの当地域の高校の学びと配置のあり方に関する基本的な考え方を整理したうえで、令和11年度までに想定される学級減への対応の方向性について、アンケート結果もふまえて協議を進めています。

イ 主な意見（第1回、第2回）

- 大学進学へのニーズに応えるためには、教員配置の観点から一定規模の普通科が必要であり、そのためには1学年8学級が理想で、少なくとも6学級は維持すべきということを「協議のまとめ」に明記してはどうか。
- 当地域の特色ある多様な学びの選択肢を維持するため、学科間連携の視点を持ちながら、専門学科の集約をどのように図るかを検討する必要がある。
- なぜその学校規模が望ましいのかをさまざまな視点から丁寧に議論し、「協議のまとめ」に記載していく必要がある。当地域の総学級数の減少が見込まれる中、各学校の1学年の学級数と学校数の維持は両立できない関係にあることから、両者のバランスに留意して検討を進める必要がある。

ウ 今後の進め方

令和11年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和8年度までに協議会としての考え方を取りまとめます。また、次年度以降の協議を円滑に進めるため、協議会を設置した令和4年度から6年度までの協議のまとめを今年度中に策定します。

(5) 伊勢志摩地域

ア 令和6年度の協議（3回開催予定[①7月30日、②10月22日、③1～2月頃]）
当協議会の「令和5年度の協議（今後の学びと配置のあり方について）」をふまえ、令和13～15年度頃までに想定される断続的な学級減への対応について、主に伊勢市内の高校の再編を論点として協議を進めています。

イ 主な意見（第1回、第2回）

- 専門学科については隣接する松阪地域の高校との再編も含めた検討が必要であることは理解するが、一方の地域の学びが他方の地域へ統合されることで、通学が困難となる生徒が増えることも考慮し、学びの選択肢が狭まることのないようにしてほしい。
- 不登校の子どもたちが増えている中、既存の学びのスタイルありきではなく、遠隔授業なども取り入れながら、全日制課程だけでなく通信制課程や定時制課程を含めて多様な学びに対応していく必要がある。
- 多くの校舎が完成から長年月を経過しているため、伊勢市内の高校の再編を考える際には、校舎の新設も視野に入れて検討すべきではないか。

ウ 今後の進め方

令和10年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和7年度に協議会としての考え方を取りまとめます。

(6) 紀南地域

ア 令和6年度の協議（2回開催予定[①8月8日、②12月12日]）

令和7年4月に木本高校と紀南高校を統合して開校する熊野青藍高校について、両校の校長をリーダーとするワーキング会議における検討状況を共有し、学びや部活動のあり方などについて協議を進めています。

イ 主な意見（第1回）

- 探究的な学びや「東紀州未来学」は、熊野青藍高校の大きな強みとなるはずだが、具体的な中身が伝わってこない。和歌山県の高校への進学を希望する中学生もいる中、子どもたちにもっとわかりやすく新校の魅力を伝えてほしい。

ウ 今後の進め方

引き続き令和7年度も協議会を開催し、熊野青藍高校の活性化に向けた協議を行う予定です。なお、校歌・校章については、ワーキング会議が両校の同窓会長を含めた委員会を立ち上げて検討を進めています。校歌については、新しく制定することとして地域に縁のある方に依頼しており、校章については、両校の在校生からデザイン案を募集し作成を進めています。

3 今後の対応

引き続き、各地域で活性化協議会を開催し、中学生や保護者のアンケート結果等をふまえながら、地域の高等学校の学びと配置のあり方について協議を進め、各地域における今後の中学校卒業生数の推移等を見据え、適切な時期に協議会としての方向性を取りまとめます。

3 「次世代育成支援対策推進法に基づく三重県教育委員会特定事業主行動計画」及び「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」の改定について

1 計画策定の経緯

少子化が急速に進む我が国において、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成 15 年 7 月、「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）が施行されました。同法において、地方公共団体等は、事業主の立場から職員の仕事と子育ての両立等のために講じる取組等を記載した特定事業主行動計画を策定することとされています。

これに基づき、三重県教育委員会では、平成 17 年 4 月に「子育て支援アクションプラン」を策定し、以後改定を重ね、現在は第四期の計画として教職員の仕事と子育ての両立を推進しています。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、令和 2 年 3 月に「三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画」を策定（令和 4 年 3 月改定）し、障がいのある職員が、個性や能力を發揮し、いきいきと働くことができる職場環境づくりに取り組んできました。

2 計画の改定について

（1）次世代育成のための三重県特定事業主行動計画

現行計画については、計画期間が令和 7 年 3 月までとなっています。「次世代育成支援対策推進法」が令和 6 年 5 月に改正され、令和 17 年 3 月まで期限が延長されたこともふまえ、次世代育成の更なる推進に向けて計画を見直す必要があります。

（2）三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画

現行計画の期間が令和 7 年 3 月までとなっていることから、計画を見直し、障がい者雇用の推進、障がいのある職員にとって更なる働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

3 今後の予定

職員の意見や社会のニーズ等をふまえ、本年度中に改定を行います。新たな計画については、3 月の教育警察常任委員会に諮ったうえで、職員に周知するとともに、教職員にとって働きやすい職場環境づくりをさらに加速していきます。

4 各計画の概要

計画名称	特定事業主行動計画 第四期「子育て支援アクションプラン」	
根拠法令	次世代育成支援対策推進法	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを産みやすい、育てやすい勤務環境整備 ○ 次世代育成を支援する職場風土づくり ○ 次世代育成を支援する地域社会の取組への参画 ○ 取組を通じ、子どもたちに次世代育成の大切さを伝える 	
計画期間	R2.4.1～R7.3.31	
数値目標①	男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇の取得率 (妻の産前産後各8週間の期間中の育児にかかる特別休暇と年次有給休暇をあわせた5日間以上の休暇の取得率)	
目標値	R6年度	100%
現状値	R5年度	83.3%
数値目標②	男性職員の育児休業(部分休業を含む)の取得率	
目標値	R6年度	30%
現状値	R5年度	28.1%
数値目標③	職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数	
目標値	R6年度	15日
現状値	R5年度	14.8日

計画名称	三重県教育委員会における障がい者活躍推進計画			
根拠法令	障害者の雇用の促進等に関する法律			
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者雇用を推進する体制整備 ○ 障がい者雇用を推進するための方策 ○ 教員の雇用拡充 ○ 募集・採用の留意事項 ○ 障がい者雇用を推進するための方策の実施状況の確認 ○ 教育委員会における障がい者雇用等に関する目標 			
計画期間	R 2 . 4 . 1 ~ R 7 . 3 . 3 1			
目標項目①	採用に関する目標（実雇用率）			
目標値	R 6 . 6 . 1 時点	2 . 7 0 %		
現状値	R 6 . 6 . 1 時点	2 . 8 2 %		
目標項目②	定着率に関する目標 (採用から6カ月経過時点及び1年経過時点の定着率)			
目標値	各年度	1 0 0 %		
現状値	R 5 年度末		6 ヵ月	1 年
		常勤職員	1 0 0 %	1 0 0 %
		非常勤職員	8 5 . 7 %	8 5 . 7 %

4 いじめの防止・不登校児童生徒への支援について

1 令和5年度の三重県のいじめ・不登校の状況（調査結果より）

県内の国立・公立（県市町等立）・私立学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況等については以下のとおりです。

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含めています。

（1）いじめ

いじめの認知件数は、現在のいじめの定義になった平成25年度以降、最多となっています。

学校において、いじめ防止対策推進法に則した認知が浸透してきていることや、アンケート等の取組により、早期段階のものや些細な兆候等を見逃さず、いじめと認知していることが影響していると考えられます。

<参考>いじめの定義

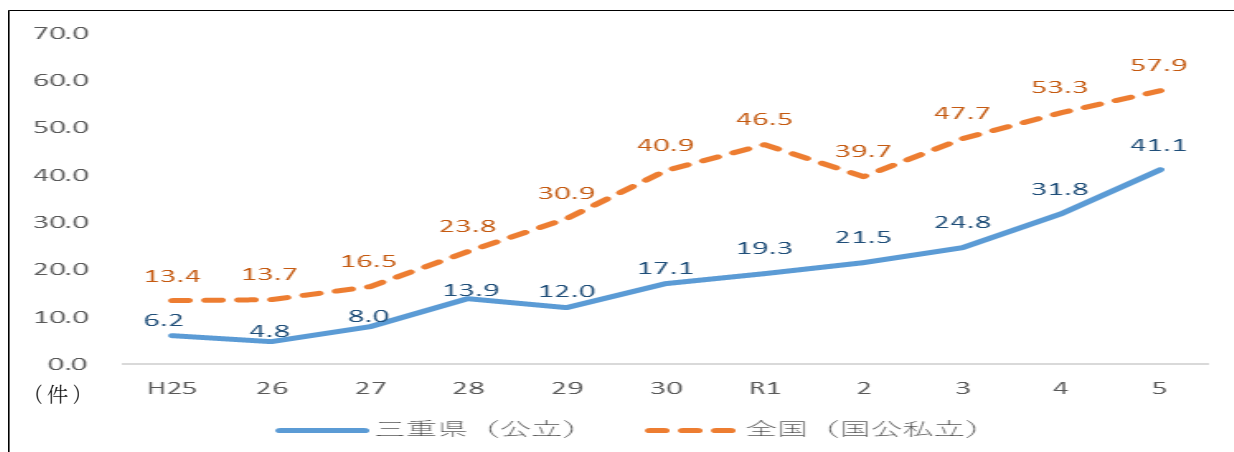
児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	1,000人あたりの認知件数
全国	588,930	122,703	17,611	3,324	732,568	57.9
三重県	4,862	1,622	436	51	6,971	38.0
三重県（公立）	4,809	1,574	397	51	6,831	41.1

【1,000人あたりのいじめの認知件数の推移】



(2) 不登校

公立学校の不登校児童生徒数は、現在の不登校の定義になった平成10年度以降、最多となっています。

コロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校での人間関係や心の状況、発達段階の違いなどに不安を感じていたりする児童生徒が増加していることが要因として考えられます。

また、平成29年2月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)が施行された後、不登校児童生徒への支援に関して、「不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会に自立することを目指す必要があること」「不登校の時期が休養や自分を見つめなおす等の積極的な意味を持つことがあること」という考え方が浸透してきたことも影響していると考えられます。

<参考> 不登校の定義

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

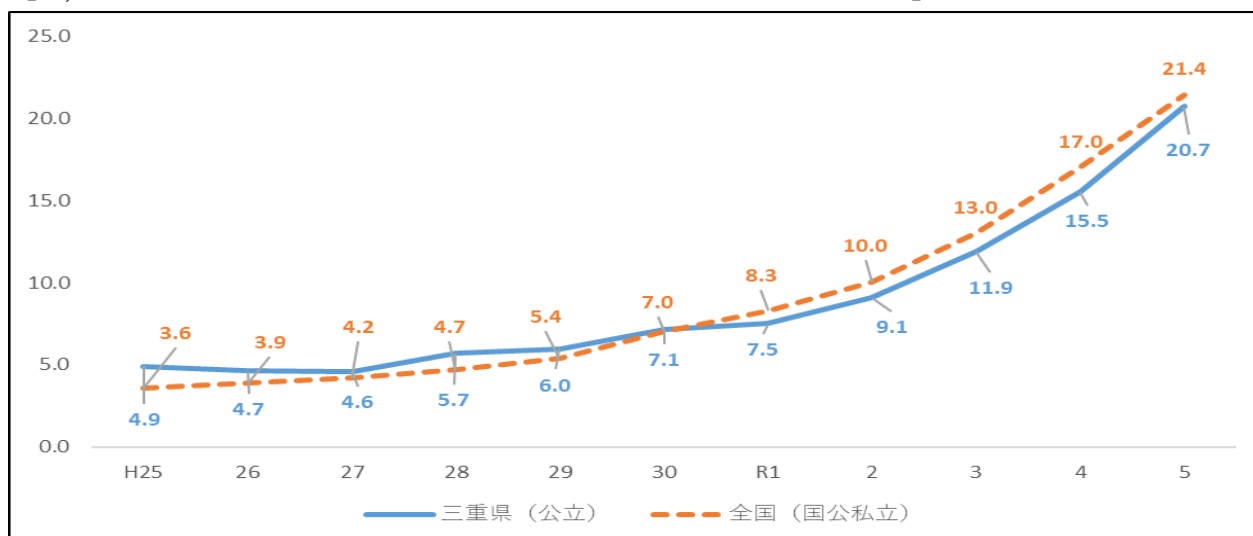
【不登校児童生徒数】

(単位：人)

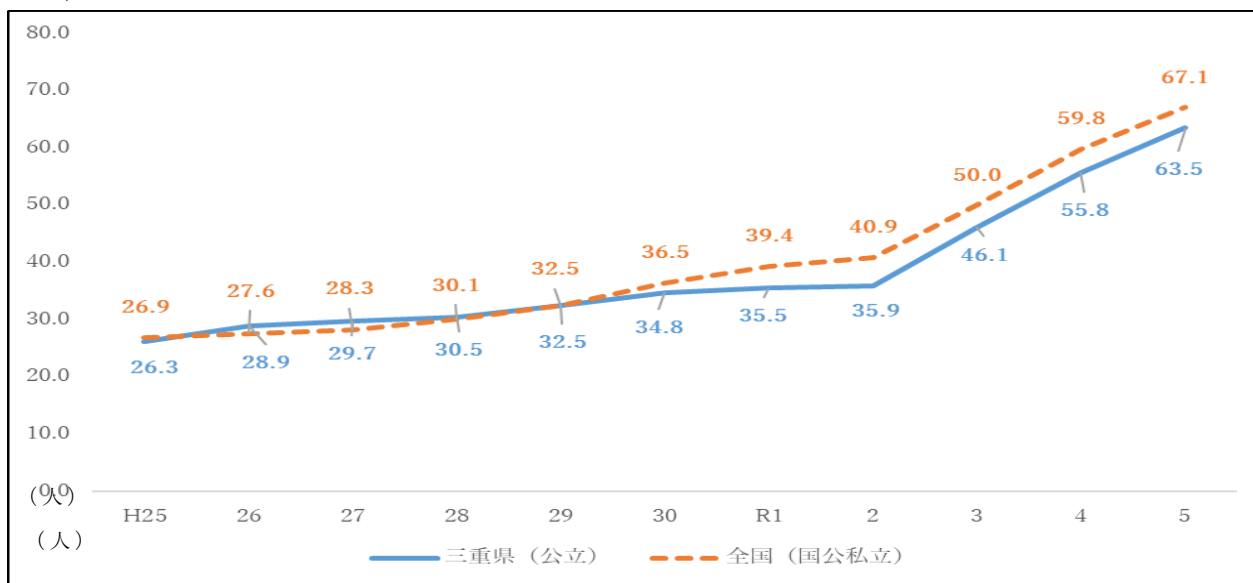
	小学校	中学校	高等学校	合計
全国	130,370 (21.4)	216,112 (67.1)	68,770 (23.5)	346,482 (37.2)
三重県	1,787 (20.6)	2,909 (61.9)	1,242 (29.0)	4,696 (35.1)
三重県 (公立)	1,769 (20.7)	2,799 (63.5)	1,023 (31.7)	4,568 (35.3)

※ () 内の数値は1,000人あたりの不登校児童生徒数

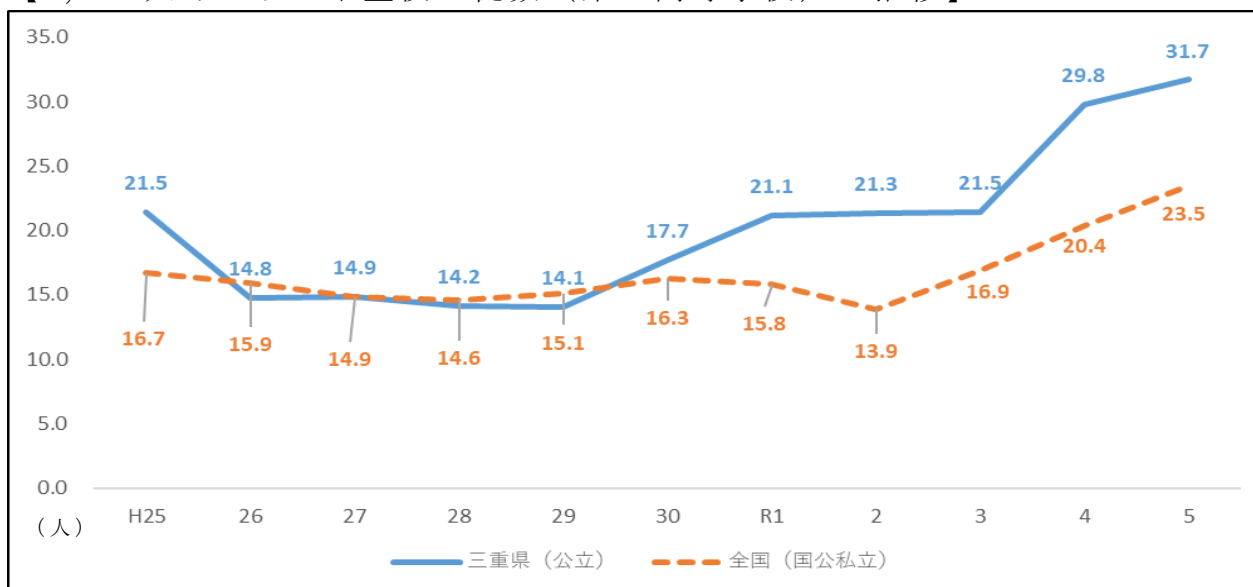
【1,000人あたりの不登校児童数(公立小学校)の推移】



【1,000人あたりの不登校生徒数（公立中学校）の推移】



【1,000人あたりの不登校生徒数（県立高等学校）の推移】



2 三重県教育委員会の主な取組（いじめ、不登校）

（1）いじめ

①令和6年度の取組

ア いじめ予防プログラムの実施

いじめのない学校づくりを進めるため、理論に基づくいじめ予防プログラムを小学校3年生および4年生を対象に実施し、その成果を県内小中学校等に横展開できるように授業プログラム（教材や指導マニュアル）を作成しています。

※令和6年度実施校数：2校

イ 弁護士による出前授業の実施

小学校5年生または6年生を対象に、弁護士による「いじめ予防授業」を実施しています。

※令和6年度実施校数：77校（見込み）

ウ 弁護士による「いじめ予防授業」の動画教材の作成

小学校5年生または6年生対象の「いじめ予防授業」の動画教材を弁護士と協力して作成し、令和7年度から全ての公立小学校で活用できるようにします。

エ 相談体制の充実

県内全150中学校区、県立高等学校全56校、県立特別支援学校全18校、にスクールカウンセラーを配置しています。スクールソーシャルワーカーについては、各市町に年間の支援時間を配当し、拠点となる中学校区を中心に支援を行うとともに、県立高等学校24校、県立特別支援学校3校に配置しています。また、相談業務の経験を有する教育相談員等の外部人材を派遣し、児童生徒や保護者を支援しています。

オ いじめ対応情報管理システムの運用

いじめ対応情報管理システムを活用し、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応しています。

カ 「STOP! いじめ」ポータルサイトの運用

いじめ防止のポータルサイトで、いじめに悩む子どものための相談窓口を紹介するとともに、いじめ防止をテーマとした動画や学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的な取組を掲載しています。
※サイト閲覧数：15,226（令和6年4月から10月末まで）

キ いじめ防止動画コンテストの実施

県内の小中高校生がいじめ防止をテーマとした動画を作成し、11月にコンテストを実施することで、子どもたちのいじめ防止に向けた意識の醸成を図りました。

※作成校：20校（小学校3、中学校7、高校9、私立1）

ク いじめ防止強化月間（4月、11月）における啓発活動

いじめ防止応援サポーターや県立高校生と協力し、街頭啓発活動やショッピングモールでのイベントを実施しました。

②今後の取組

いじめや暴力のない学びの場づくりの実現に向け、教職員を対象とした実践的な研修や電話相談やSNS相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による相談体制の充実等を継続します。また、小学校3年生または4年生に実施しているいじめ予防プログラムの横展開、小学校5年生または6年生を対象とした弁護士による「いじめ予防授業」の動画教材の普及に取り組みます。

（2）不登校

①令和6年度の取組

ア 校内教育支援センター設置促進

新たに校内教育支援センターを設置する小中学校の環境整備を行うとともに、指導員の配置に係る費用を支援しています。実践を通じて得られた効果的な取組等を集約し、校内教育支援センターの効果的な設置や運営の在り方等について周知します。

※令和6年度実践校数：環境整備11校、指導員配置16校

イ 県立教育支援センター（こもれび）の運営

高校段階の不登校生徒、高校中途退学者の社会的自立につなげるために、県立教育支援センター（こもれび）で学習支援や体験活動、訪問型支援等を行うとともに、保護者の相談にも対応しています。

※令和6年度（10月末現在）

：登録者数 53 人、のべ利用者数 343 人、電話相談 40 件、
来所相談 23 件、のべカウンセリング回数 93 回

ウ 市町が設置する教育支援センターの機能強化

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを県内の全 21 か所の市町教育支援センターに配置するとともに、8 地域 9 教育支援センターに重点配置し、通所していない不登校児童生徒に対する訪問型支援や、地域の福祉や医療機関とのネットワークを活用した不登校支援を進めています。

また、不登校支援アドバイザーを委嘱し、教育支援センターが行う訪問型支援等についての助言や教育支援センターからの要請に応じた訪問型支援を行っています。

<重点配置>

桑名市、鈴鹿市、津市（2センター）、松阪市、伊勢市
伊賀市、名張市、熊野市

エ 学びの多様化学校の設置

令和7年4月に開校予定の夜間中学校である「県立みえ四葉ヶ咲中学校」を、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程も実施する学びの多様化学校として文部科学省に申請中です。

オ オンラインの居場所

不登校の状況にある中学生および高校生等が、他者や社会とつながるきっかけを得たり、自身の興味・関心の幅を広げたり、強みに気付いたりできるように遠隔会議システムやメタバースを活用し、交流や体験活動等を実施しています。

※令和6年度（10月末現在）：実施回数 29 回、のべ参加者数 382 人

カ 不登校の子どもの保護者相談会

不登校の子どもの保護者同士が交流したり、専門家に相談したりできる場所として「保護者相談会」を県内9か所で開催しています。

※令和6年度（10月末現在）：実施回数 6 回、のべ参加者数 132 人

キ レジリエンスを育む取組の実践

令和3年度に作成したレジリエンスを高める教育実践プログラムに基づいて、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス）を育む取組を実践しています。

※令和6年度実践校数：小学校 2 校、中学校 13 校、高等学校 2 校

ク スクリーニング活用実践

複数の教職員が、全ての子どもを対象として、授業の様子や友人関係、健康状態等を「共通の基準」でチェック（評価）したデータに基づいて、校内チーム会議で情報共有して、潜在的に支援が必要な児童生徒を把握し、早期から支援する取組を実施しています。

※令和6年度実践校数：1 小学校区、2 中学校区、県立学校 1 校

ケ フリースクール等による多様な学びの支援

フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援や、臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家の派遣を行っています。

※令和6年度実績（10月末現在）：体験活動20回、専門家派遣0回

また、県内フリースクール等の連絡先や活動内容等を県教育委員会のホームページに掲載し、必要な方へ情報提供をしています。

※令和6年10月末現在：22施設

コ フリースクールで学ぶ子どもたちへの支援

不登校児童生徒等が経済的な事情に左右されず、学びを継続するとともに、学校外の機関につなげることができるようになることを目的として、フリースクールを利用している不登校児童生徒等がいる世帯のうち、経済的な事情がある世帯に対し、利用料の一部を補助（補助率1/2、上限月額15,000円）しています。

※令和6年度実績（10月末現在）：16世帯22名

②今後の取組

児童生徒が社会的自立を目指すうえで学校教育の意義・役割は極めて大きいということに留意しつつ、誰もが安心して学べる教育の推進に向け、児童生徒が互いの個性を尊重し合える関係を築き、日常の学習活動や学校行事で学び合ったり協力したりできる「魅力ある学校づくり」を進めるとともに、校内教育支援センターの設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援、不登校児童生徒の保護者を対象とする相談会の実施、「レジリエンス教育」のプログラムの作成・普及等に継続して取り組みます。

また、夜間中学校である「県立みえ四葉ヶ咲中学校」を、不登校生徒を対象とした学びの多様化学校としても運営するとともに、フリースクールに通う児童生徒のうち、経済的な事情を抱える児童生徒に対して、利用料の一部を補助します。

5 中学校における部活動の地域連携・地域移行について

1 現状と課題

急速な少子化が進む中、生徒数の減少や学校の小規模化により、中学校の部活動を従前と同様の体制で運営することは難しい状況です。

そのため県教育委員会では、各市町の状況を把握し、段階的に地域人材の活用や拠点型合同部活動を実施するなどの地域連携から始め、可能な部活動から地域クラブ等に地域移行できるよう、地域の実情に応じて進めていくこととしています。

顧問として部活動の指導や大会への引率を行うことができる部活動指導員の配置や合同部活動などの地域連携については、ほとんどの市町で実施されはじめています。

しかしながら、地域移行を進めるにあたっては、部活動の受け入れ先となる運営団体や実施主体の確保、指導者となり得る地域人材の確保、地域クラブ等に参加する際の保護者の費用負担などが大きな課題となっています。

<参考>地域連携・地域移行の状況（県独自調べ）

運動部が設置されている中学校 149 校と文化部が設置されている中学校 131 校における、地域連携・地域移行の状況は次のとおりです。

【地域連携の状況】

	地域連携実施 市町数	部活動指導員配置		
		中学校数	人数	市町数
運動部	27市町	84校	123人	22市町
文化部	15市町	28校	33人	12市町

【地域移行の状況】

	地域移行実施 市町数	地域移行実施 中学校数 ^{*1}
運動部	12市町	46校
文化部	2市町	3校

*1 1部活動でも地域移行を実施している中学校数

2 取組状況

(1) 取組体制について

地域移行についての課題の把握や方向性、進め方については、有識者や市町・地域クラブの代表、各関係団体等で構成される県の「部活動のあり方検討委員会」において、議論を進めています。各市町においても、外部の関係者を入れた協議会を設置し、それぞれの状況に応じた取組を検討しています。

また、県教育委員会に、部活動改革コーディネーターを配置し、市町及び地域クラブ等の訪問などを通して、課題の把握や必要な助言を行うとともに、地域移行に向けた好事例や先進事例の情報共有等を行っています。

(2) 各課題への取組について

①「受入団体（運営団体・実施主体）の確保」について

総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団、市町スポーツ協会などのスポーツ関係団体や文化芸術団体等を対象に、中学校部活動の受け入れに対する協力依頼を行っています。

また、地域連携・交通部スポーツ推進局は、「中学校部活動の地域移行に向けた取組を推進する事業」として、総合型地域スポーツクラブに対して、中学生の体験会や先進的事例研修会等を実施しています。

②「指導者の確保」について

インターネットシステムを利用して、市町や地域クラブ等と指導者のマッチングを支援する「人材バンク」を現在構築しています。さらに（公財）日本スポーツ協会公認指導者養成講習会を開催する等、資格取得支援による指導者の質の確保にも取り組んでいます。

また、外部からの地域人材を活用する部活動指導員を希望する学校へ配置しています。

【部活動指導員数の推移】（年度末の任用数 R6のみ見込数）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
運動部	13	27	27	60	86	123	160
文化部	—	—	16	14	28	33	38

③「費用負担」について

国の環境整備を進める際の課題解決に取り組む実証事業（国費 10/10）を運動部 7 市町、文化部 2 市町が受託し、形態や運営だけではなく、生徒の参加費や指導者の謝金などの費用負担についても、その成果を他市町と共有し、効果的に活用できるよう取組を推進しています。

また県独自で、国の実証事業の対象外ではあるが市町が行う地域移行を目指した取組を支援する「部活動の地域移行スタートアップ補助事業」を実施し、支援しています。

【部活動の地域移行スタートアップ補助事業】

（予算額：6,000 千円 県補助率：1/3）

事業例) 伊勢市 ・ 皇學館大学合同体験教室

※大学施設を使用、学生がプレーヤーコーチとしてサポート

桑名市 ・ アスリートキャリアセンターによる指導者研修会

※対象：部活動指導員、実証事業実施団体指導者

・ 平日合同練習用の簡易ナイター照明購入費

3 今後の取組

(1) 方向性について

県教育委員会は、受入団体や指導者の確保、費用負担などの大きな課題について、引き続き市町と連携しながら解決に向けて取り組むとともに、地域の実情に応じた段階的な休日の地域連携・地域移行に向けて最優先に取り組めます。

(2) 受入団体や指導者の確保について

中学校における地域移行に係る周知・広報をより充実させ、部活動の地域移行に対する地域の理解を深め、地域で子どもたちを育てる意識の醸成を図ることで、新たな指導者や受入団体の掘り起こしにつなげていきます。

さらに、市町を超えた取組について県がコーディネートやマッチングを行い、複数の市町で連携した取組を支援し、受入団体や指導者の確保を図ります。

(3) 費用負担について

各市町が財政状況に影響されず円滑に地域連携・地域移行を進められるよう、恒久的な補助事業の構築や必要な財源の確保、支援の充実を引き続き国に要望していくとともに、市町が独自に行う地域移行を目指した取組に対して支援を行っていきます。

6 「本よもうねっとプラン（仮称）」 －第五次三重県子ども読書活動推進計画－中間案について

現行の「第四次三重県子ども読書活動推進計画」の計画期間が令和6年度で終了することから、次期推進計画となる「本よもうねっとプラン（仮称）」（以下「プラン」という。）の策定に向け、三重県子ども読書活動推進会議にご意見をいただき、別冊7のとおり中間案を取りまとめました。

1 プラン中間案の概要について（別紙1）

（1）プランの基本的な考え方

「第四次三重県子ども読書活動推進計画」における取組の成果と課題や、読書活動を取り巻く現状をふまえ、基本理念、めざす姿、基本方針について記載しています。

【基本理念】

読書は壮大な冒険のはじまりです。いつも本がそばにある読書環境を整え、子どもの新たな冒険の旅を社会全体で応援します。

【めざす姿】

子どもが、読書活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

【基本方針1】多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり

子どもが主体的に本に親しみ、読書を身近に感じることができるよう、「子どもの視点に立った読書環境の整備」や「デジタル社会の進展に伴うDX化」などを継続的に促進することで、多様な子どもの読書機会を確保します。

【基本方針2】社会全体で子どもの読書活動を応援する体制づくり

これまでの読書に関する活動や取組を充実させ、読書のすばらしさを感じてもらえるよう、子どもと本をつなぐ役割を担う多様な主体が協働するネットワークを拡大することで、より一層子どもの読書活動を応援する体制づくりを進めます。

【プランの対象】

このプランの対象である「子ども」とは、おおむね0歳から18歳までとします。

【プランの期間】

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(2) 子どもの読書活動推進のための方策

今後の推進方策として、「発達段階に応じた読書活動の推進」について記載するとともに、「家庭」、「地域」、「学校等」、「企業等」のそれぞれにおいて求められる役割や今後の具体的な取組について記載しています。

①発達段階に応じた読書活動の推進

- ・家庭や地域、学校等における就学前、小学生、中学生、高校生の時機をとらえた取組を進めることで、切れ目のない子どもの読書活動を推進します。

②子どもが読書に親しむ機会の充実

■家庭における主な取組

- ・家読（うちどく）の啓発、保護者への読書の重要性の理解促進、お話し会への参加など、子どもが興味や関心を示すような読書環境の整備を進めます。

■地域における主な取組

- ・公立図書館などによるお話し会の開催、読書ボランティアの活動の場の拡大、子ども食堂へのブックドライブなど、子どもが読書に親しむ機会を確保します。

■学校等における主な取組

- ・「朝の読書」の促進、学校図書館のリニューアルによる活性化、アクセシブルな書籍の整備など、子どもが読書の習慣を身につける取組の充実を図ります。

■企業等における主な取組

- ・ブックドライブによる本の収集、小児科の待合などへの文庫の設置、書店におけるイベントの情報発信など、企業等における取組を促進します。

(3) プランを総合的に推進するための体制整備

「本よもうねっとM I E」や、「三重県子ども読書活動推進会議」といったプランを総合的に推進するための体制整備について記載しています。

①本よもうねっとM I Eの拡大

- ・社会全体で子どもの読書活動を応援するため、家庭、地域、学校、企業など多様な主体が連携・協力する「本よもうねっとM I E」を拡大します。

②三重県子ども読書活動推進会議による検証

- ・本プランに基づく取組の進捗状況把握と、効果の分析・評価などについて協議、検証し、今後の方策につなげます。

③読書活動に関する人材の育成

- ・司書やボランティアを対象とした交流会を開催し、成功事例等からの学びによるスキルアップを支援することで、読書活動に関する人材を育成します。

④市町の計画策定に向けた支援

- ・必要な資料や情報の提供を通じて、市町の読書活動推進計画が円滑に策定や改定ができるよう支援します。

2 プランの進行管理（KPI）について（別紙2）

毎年度、取組の進捗状況をふまえ、KPI（重要業績評価指標）の達成状況の確認とその要因の分析を行い、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見に基づいて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を実施します。

3 今後のスケジュール

- | | |
|------------|-------------------|
| 12月～令和7年1月 | パブリックコメント |
| 2月 | 第3回三重県子ども読書活動推進会議 |
| 3月 | 教育警察常任委員会 |

「本よもうねっとプラン(仮称)」

－第五次三重県子ども読書活動推進計画－中間案



基本理念

読書は壮大な冒険のはじまりです。いつも本がそばにある読書環境を整え、子どもの新たな冒険の旅を社会全体で応援します。

めざす姿

子どもが、読書活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

基本方針

子どもの読書活動推進のための方策

- 1 発達段階に応じた読書活動の推進
 - ・乳幼児期から切れ目ない最適な読書活動の取組
- 2 子どもが読書に親しむ機会の充実
 - (1) 家庭における主な取組
 - ・家読(うちどく)の啓発、保護者への読書の重要性についての理解促進、お話し会への参加など
 - (2) 地域における主な取組
 - ・公立図書館や児童館によるお話し会の開催、読書ボランティアの活動の場の拡大
子ども食堂のブックドライブの受け入れなど
 - (3) 学校等における主な取組
 - ・「朝の読書」の促進、学校図書館のリニューアルによる活性化、アクセシブルな書籍の整備など
 - (4) 企業等における主な取組
 - ・ブックドライブによる本の収集、小児科の待合などへの文庫の設置、書店におけるイベントの情報発信など

第四次計画における課題

- ・多様な子どもの読書機会の確保や身近に本がある環境づくりを推進していく必要があります。
- ・社会全体で、子どもの読書活動を切れ目なく支援・応援していくための体制づくりを推進していく必要があります。

【基本方針1】

多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり

【基本方針2】

社会全体で子どもの読書活動を応援する体制づくり

読書活動を取り巻く現状

- ・子どもの不読率の状況
 - ・デジタル化の進展
 - ・読書活動の関係法令等の制定
- など、子どもの読書活動を取り巻く環境を含む、社会全体が大きく転換しています。

プランを推進するための体制整備

- 1 本よもうねっとMIEの拡大
 - ・社会全体で、子どもの読書活動を応援する体制を拡大
- 2 三重県子ども読書活動推進会議による検証
 - ・取組の進捗状況把握と、効果の分析・評価などに関する事項を検証
- 3 読書活動に関する人材の育成
 - ・司書やボランティアを対象とした交流会を開催し、スキルアップを支援
- 4 市町の計画策定に向けた支援
 - ・市町が円滑に計画策定や改定ができるよう必要な資料や情報を提供



「本よもうねっとMIE」は、子どもをはじめとしたすべての県民の読書活動を推進するため、家庭や学校、地域の方々、企業、団体などが連携し、それぞれの活動を共有するとともに、互いの強みを生かし、できることを無理のない範囲で協働する緩やかなネットワークです。

プランの対象

おおむね0歳から18歳まで

プランの期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

「本よもうねっとプラン（仮称）」 K P I 一覧（案）

めざす効果	項目	項目の説明	項目の選定理由	目標数値		令和11年度目標値設定理由
				R 6 (現状値)	R 11 (目標値)	
家庭における読書習慣の形成	授業時間以外に読書をする子どもの割合	「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（三重県教育委員会調べ）	家庭での読書習慣形成のためには、授業時間以外で読書に親む子どもたちが増えることが重要であることから選定しました。	令和7年2月調査結果発表 小学生 xx.x% 中学生 xx.x%	小学生 61.4% 中学生 51.8%	三重県教育ビジョンの目標値（令和7～9年度）を共有し、その伸び率（小学生0.7ポイント、中学生1.2ポイント）を令和10年度以降に採用することで小学生61.4%、中学生51.8%と設定しました。
地域と家庭や学校等との連携による読書活動の充実	公立図書館の児童書貸出冊数	公立図書館及び公民館、市民センターにおける児童書の貸出冊数（三重県教育委員会調べ）	公立図書館の児童書貸出冊数が、地域での読書習慣の進捗を反映することから選定しました。	3,525,858冊 (R 5実績)	4,455,000冊	過去3年間で約558,000冊伸びていることを踏まえ、年間で186,000冊増加させ、4,455,000冊と設定しました。
	ボランティアと連携した学校の割合	読書ボランティアと連携してお話し会などを実施した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）	地域での読書習慣の推進のためには、読書ボランティアと学校との連携が重要であることから選定しました。	小学校 88.2% 中学校 45.9% (R 5実績)	小学校 100.0% 中学校 66.9%	令和3年度から令和5年度までの実績の平均伸び率（小学生2.6ポイント、中学生4.2ポイント）を採用することで、小学生100.0%、中学生66.9%と設定しました。
学校における組織的な読書活動の活性化	一斉読書を実施した学校の割合	「朝の読書」など、一斉に読書する時間を、週に複数回、定期的に実施した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）	学校における読書活動推進の取組が、定期的、継続的に実施されることが重要であることから選定しました。	小学校 62.1% 中学校 94.6% (R 5実績)	小学校 64.1% 中学校 96.6%	令和3年度から令和5年度までの実績の平均伸び率（小学生[マイナスであったため中学生と同じ]0.4ポイント、中学生0.4ポイント）を採用することで、小学生64.1%、中学生96.6%と設定しました。
	1回以上本を借りた児童生徒の割合（新）	1年間に高校・特別支援学校の学校図書館で1回以上本を借りた児童生徒の割合（三重県学校図書館協議会調べ）	学校における読書活動の中心となる学校図書館の活性化の進捗を反映することから選定しました。	34.2% (R 5実績)	43.9%	本プランから新たにK P Iとして採用する項目であることから、特に注力して取り組むこととし、令和5年度実績の伸び率（前年比で0.9ポイント増加）の倍となる約2.0ポイント増加させ、43.9%と設定しました。
読書活動を推進する県内企業の拡大	「本よもうねっとMIE」の企業会員数（新）	「本よもうねっとMIE」に加盟する企業等の会員数（三重県教育委員会調べ）	子どもの読書活動を応援・支援しようとするネットワークの会員が増やすことで、子どもが読書に親む機会を拡大することが重要であることから選定しました。	6会員	56会員	本プランから新たにK P Iとして採用する項目であることから、特に注力して取り組むこととし、年間10会員拡大させ、56会員と設定しました。

7 三重県総合教育会議の開催状況について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置した、知事と教育委員会で構成する三重県総合教育会議を次のとおり開催しました。

この会議は、知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して三重の教育行政に取り組むことを目的とするものです。

1 令和6年度第1回三重県総合教育会議

- (1) 開催年月日 令和6年11月29日（金）
- (2) 出席者 知事、教育長、教育委員4名、有識者3名
- (3) 議題 いじめ対策について
- (4) 主な意見（◎：有識者、○：教育長、教育委員、●：知事）

◎ いじめにあたるかどうかの判断がつきにくい事例が多々ある中にある場合は、教職員が子どもたちの“傷つき”に焦点を合わせて対応していくことが必要。周りからとらえている深刻さと、本人が感じている深刻さは相当異なるという視点を持ち、教職員が子どもたちの変化に気づき、指導にあたることが重要。

◎ 学校が好き、学校の一員でよかったなど、子どもたちに学校とのつながり意識を育むと、いじめなどの加害行為をしないことにつながることを研究から見えてきている。また、教師が自分を守ってくれるなど、子どもたちが大人を肯定的に認識することで、学校とのつながり意識が育まれると考えられる。

◎ SOSを出せる相談しやすい環境づくりが大切。いじめ相談などをしやすい環境を整えるためには、学級担任と養護教諭の連携、そこを支えるチーム学校になっているかという視点が重要。

○ いじめ防止には、子どもたちが大人から大切にされていると感じることが重要。また、保護者に対してもアンケートを実施するなどして、いじめについて相談しやすい環境をつくり、保護者と学校との信頼関係を構築することが大切。

○ いじめ対応にあたっては、いじめの被害者を守り通していくという姿勢が大事。その上で、いじめをした子どもに対しては、強い力で抑え込むのではなく、社会性のある大人になるよう指導することが重要。子どものいじめは、子どもの成長過程で起こる問題であるため、育む視点を忘れずに支援することが大切。



会議の様子

- いじめの未然防止のためには、子どもたちが感情に任せた言動をしないよう、傾聴力や感情をコントロールする力を身につけることが大切。また、教職員がいじめ問題を深く理解できるよう、いじめの情報を細かく分析し、公表していくような取組も効果があるのではないかと。
- いじめ対策については、未然防止と事後対応の2つの観点から考える必要があり、“無自覚のいじめ”を防止するためには、人権教育や道徳教育が重要。また、小中学校でいじめの認知件数が多いことから、県と市町との連携が重要。
- 近年のいじめの事案では“無自覚のいじめ”や、加害と被害が入れ替わる“双方向のいじめ”が増えているように感じる。こうしたいじめをなくすためには、相手方目線で物事を考える力や、いさかいを自分で解決する力を育むことが大事。また、加害者に対しては、個々の状況に応じた教育、指導、支援等が求められる。
- 今もいじめが起きており、それを止めないといけない。いじめの未然防止と、いじめが起こってしまった後の対応について、足りない取組がないか、本日いただいた意見をもとに検討していく。

2 今後の取組方向

令和6年度第1回三重県総合教育会議で出された意見をふまえ、いじめの防止等の取組を進めていくとともに、引き続き、知事と教育委員会が意思疎通を図り、連携して教育行政に取り組んでいきます。